

# 業務部速報

No. 115

発行 18. 6. 11

JR東労組 業務部

申  
29  
号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく  
時間外及び公休日の労働に関する協定第3条  
の特別延長時間の変更」に関する申し入れ

**提出!!**

2018年5月1日以降、36協定で定める  
特別延長時間を、45時間から35時間に変更

2018年4月末日まで

45時間 36協定で定める時間外労働	45時間 特別延長時間
-----------------------	----------------

2018年5月1日から

45時間 36協定で定める時間外労働	35時間 特別延長時間
-----------------------	----------------

**10時間の  
短縮実現!!**

特別延長時間は、36協定締結者間で協議した上でなければ出来ません。

また、あらかじめ想定しえない事情が発生した時に、やむを得ず限度時間を超えて時間外労働を行う時だけです。

**特別延長時間短縮の成果を確認しつつも、  
職場では、要員が増えない! 業務量は減らない!**

本当に時間外労働が  
減少されるのか?

80時間に近づいた時や超えてしまった時には、  
不払い労働になってしまうのではないかと?

## 申し入れ項目

1. 36協定第3条で規定する特別延長時間を「45時間」から「35時間」に変更する目的を明らかにすること。
2. 特別延長時間を35時間に変更後も、不払い労働を発生させることなく、適正な労働時間管理をおこなうこと。
3. 特別延長は、これまでと同様に労使間協議を実施した後におこなうこと。

**組合員の命と健康を守るために、36協定を遵守しよう!!**